

薬だつ知識

58

マイナンバーカードはお持ちですか。2016年に発行されてから、コンビニエンスストアでの住民票の発行をはじめ、新しい機能が随時追加されています。21年からは医療に関する機能が追加され、医療機関ごとに設置されている読み取り専用装置にマイナンバーカードをかざしてもらうと、健康保険証として利用することが可能になりました。

また健康保険証機能のほか、薬剤情報・特定健診情報、高額療養費制度の提示も現在利用できます。これらの機能はマイナンバーカードを読み取り専用装置にかざした際、医療機関側に情

マイナンバーカード

マイナンバーカードを利用して薬剤情報を提示することができます



報を提示するかどうか選択することができます。

薬剤情報の提示を選んだ場合、21年9月分から最長3年間の情報が提示されます。お薬を安全に使ってもらうため、薬の相互作用や重複をチェックする情報として使用されます。「お薬手帳」の代わりになりそうですが、現時点ではもろった薬の情報が反映されるまで少し時間がかかったり、過去の副

作用情報は記載されていなかったりするため、従来のお薬手帳も一緒に出していただけると、より安全に薬を使っていただけです。

高額療養費制度は1カ月の医療費が高額になり、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が、年齢や所得に応じて定められた上限額を超えた場合に超えた額を支給する制度です。従来は限度額適用認定証の発行申請が必要でしたが、マイナンバーカードを利用すれば限度額適用認定証の申請作業が不要になり、素早く制度を利用することができます。

今後ますます便利になっていくマイナンバーカードですが、顔認証または暗証番号入力でセキュリティー対策もしっかりしています。マイナンバーカードを登録し、医療機関に行くときは、カードを提示して活用していただければと思います。(公益社団法人鹿児島県薬剤師会常務理事・中島啓)

※第1水曜に掲載します。

薬剤情報の提示可能

令和4年8月3日(水)

58. マイナンバーカード